

「自己資本の構成に関する開示事項」

＜みずほ信託銀行＞
平成25年12月末

【連結】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	384,594	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	262,874	1a
うち、利益剰余金の額	121,719	2
うち、自己株式の額(△)	-	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	70,835	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,900	
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	1,900	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	386,495	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	14,645
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	14,645
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	65
繰延ヘッジ損益の額	△ 4,185	11
適格引当金不足額	-	2,169
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	1,256
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	14
前払年金費用の額	-	27,394
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	17
少数出資金金融機関等の普通株式の額	-	6,901
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	25
その他Tier1 資本不足額	5,291	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,291	28
普通株式等Tier1 資本	381,203	29
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	381,203	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,001	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 743	
うち、為替換算調整勘定の額	△ 743	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	258	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	38
少数出資金金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	184
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,550	
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	3,211	
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,256	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	1,083	
Tier2 資本不足額	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	5,550	43
その他Tier1 資本	-	
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-	44
Tier1 資本	381,203	45
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	381,203	45

【連結】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	235	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,040	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	69,040	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	196	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	196	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	42,507	
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	42,507	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	111,979	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	54
5,235		
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,253	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	170	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	1,083	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	1,253	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	110,726	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	491,930	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	56,513	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に関連するものの額	11,434	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に関連するものの額	65	
うち、前払年金費用に関連するものの額	27,394	
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するものの額	17,619	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,619,253	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	14.55%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	14.55%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.78%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	41,408	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,171	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	30,856	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	196	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	987	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,538	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	69,040	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	141	85